



介護保険制度が 一部改正されました 「③新たなサービス体系の確立」

4月より介護保険制度が見直され、主な改正内容を4回にわたり紹介しています。今回は「新たなサービス体系の確立」です。

住み慣れた地域で暮らし続けられるサービス体系

認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加しています。こうした方々ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、「地

域密着型サービス」の創設や「居住系サービス」の充実などのサービス体系の見直しを行うとともに、「地域包括支援センター」の設置などによる「地域包括ケア体制」の整備を進めます。

また、「中重度者に対する支援」を強化するとともに、「医療と介護」の連携の強化・機能分担の明確化を図ります。

地域密着型サービスの創設

認知症高齢者や一人暮らし高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域の特性にに応じて多様な柔軟なサービスを提供します。高浜市が指定・指導・監督権限をもち、地域の住民だけが利用できるサービスです。

地域密着型サービス例

・小規模多機能型居宅介護：「通い」を中心に「訪問」や「泊り」を組み合わせて提供するサービスです。

・認知症対応型共同生活介護：認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

居住系サービスの充実

家屋の構造が生活に適さないなど自宅での生活が困難な方を減ら

すため、居住系サービスの充実を図ります。

①特定施設の対象拡大：現行は有料老人ホームとケアハウスのみだった特定施設を一定の居住水準を満たす「高齢者専用賃貸住宅」に対象を拡大します。

②サービス提供形態の多様化：「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の創設

③有料老人ホームの見直し：有料老人ホームの定義の見直しや入居者保護の充実を図ります。

高浜市地域包括支援センターの創設

地域包括支援センターとは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどが中心となつて介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を包括的・継続的に行う機関です。

なお、在宅介護支援センターは廃止となりますが、今までの在宅介護支援センターの業務は高浜市地域包括支援センターが実施していきます。

高齢者の方で身体が虚弱、認知症などの理由で毎日の生活に支障が出てきたときは、気軽に高浜市地域包括支援センターへ相談してください。

いきいき広場総合窓口（高浜市地域包括支援センター）の業務内容

業務名		内容
包括的支援事業	介護予防マネジメント事業	要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化防止の一体的対応を行います。
	地域支援の総合相談事業	多面的（制度の横断的）支援の展開をワンストップ相談で行います。
	虐待防止などの権利擁護事業	・高齢者などからの権利擁護に関わる相談などへの対応 ・成年後見制度を円滑に利用できるように情報提供などの事業を行います。
	包括的・継続的マネジメント事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、主治医やケアマネジャーなど他職種協働・連携による長期継続ケアマネジメントの後方支援を行います。
介護予防支援		要介護認定で、要支援1・要支援2と判定された方への介護予防プランを作成します。
障害者地域相談支援事業		障害者の方々の各種の相談を行います。

問合せ先

・いきいき広場内介護保険グループ

☎ 52-9871

・高浜市いきいき広場内総合窓口（地域包括支援センター）

☎ 52-9610